

# 佐賀県宅配ボックス補助金

## 【申請の手引】

佐賀県宅配ボックス補助金（以下「補助金」という。）の申請受付を行いますので、交付を希望される方は、下記に基づき申請されますよう御案内いたします。

### 1 制度の目的

本補助金は、増加する宅配の再配達を削減するため、宅配ボックスを設置する者に対し、その設置に要する費用の一部を補助するものです。

### 2 補助金の対象者

交付の対象者（以下「補助申請者」という。）は、佐賀県内（以下、県内）に補助申請者が所有する戸建住宅に宅配ボックスを設置する個人。

又は県内に補助申請者が所有又は管理する集合住宅に共用使用を目的として、宅配ボックスを設置する者です。

（注意事項）

- ① 戸建住宅が借家の場合、借主による申請はできません。
- ② 戸建住宅の場合、個人名での申請に限ります。
- ③ 集合所有住宅に居住する個人が設置する宅配ボックスは対象となりません。  
（例えば、分譲マンションにおける区分所有者が自己専用に設置する宅配ボックスや賃貸の集合住宅で賃借人個人が設置する宅配ボックスは対象となりません。）
- ④ 集合所有住宅で同一敷地内に棟が複数ある場合、棟ごとに設置した共用宅配ボックスは対象となります。  
（例えば、同一敷地内にA棟、B棟があり各棟にそれぞれ税込11万円以上の宅配ボックスを設置する場合は、1棟ごとに対象となります。）
- ⑤ 集合所有住宅で管理組合等がない場合は、原則、所有者による申請が対象になります。

- ⑥ 県内に所在する戸建て、集合住宅が対象となります。(所有者の県内外在住は問いません。)

なお、次に掲げる要件に該当する場合は対象外となります。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 補助金の対象となる宅配ボックス

交付の対象となる宅配ボックス（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 盗難防止のため、容易に移動できないよう設置されていること。  
（ワイヤー、アンカー等による固定）
- (2) 宅配物を受け取る正当な権原を有する受取人が受領できるセキュリティ機能を有していること。（鍵、ダイヤル錠等）
- (3) 3辺の合計が60 cm以上の宅配物を保管できる大きさであること。

- (4) 購入日時点で新品であること。
- (5) 設置場所が県内であること。
- (6) 申請受付開始日（令和8年4月21日）以降に購入、設置されたものであること。

#### 4 補助対象経費及び補助金の額

交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりです。

補助対象経費	補助額
① 戸建所有住宅に補助対象設備の設置に要する経費が税込 22,000 円以上	10,000 円 （ただし、県内市町から補助を受けている場合、20,000 円以上の経費から同補助額を差し引いた額の 1/2 か、10,000 円のいずれか少ない額）
② 集合所有住宅に補助対象設備の設置に要する経費が税込 110,000 円以上	50,000 円 （ただし、県内市町から補助を受けている場合、100,000 円以上の経費から同補助額を差し引いた額の 1/2 か、50,000 円のいずれか少ない額）
* 1 いずれも補助対象設備の製品購入費用（付属品、設置施工費用含む） * 2 戸建所有住宅又は集合住宅 1 棟につき宅配ボックス 1 基とします。 * 3 クーポン利用や店頭値引き後の金額を補助対象経費とし、購入により付与されるポイントは当該経費から減額せず、ポイントを使用して支払った場合であっても、その使用額を含めた金額を補助対象経費とする。	* いずれも補助額は 1,000 円未満を切り捨て

市町から補助を受けている場合の事例

**事例 1**：戸建住宅において 20,000 円（税抜）で宅配ボックスを設置し、市町から 10,000 円（税抜）の補助を受けている場合。

$$(20,000 \text{ 円 (補助対象経費)} - 10,000 \text{ 円 (市町からの補助)}) \times 1/2 \\ = \underline{5,000 \text{ 円 (県からの補助額)}} < 10,000 \text{ 円}$$

**事例 2**：戸建住宅において 50,000 円（税抜）で宅配ボックスを設置し、市町から 10,000 円（税抜）の補助を受けている場合。

$$(50,000 \text{ 円 (補助対象経費)} - 10,000 \text{ 円 (市町からの補助)}) \times 1/2 \\ = 20,000 \text{ 円} > \underline{10,000 \text{ 円 (県からの補助額)}}$$

## 5 申請手続き

### (1) 申請期間

申請開始：令和 8 年 4 月 21 日（火）

申請締切：令和 8 年 7 月 17 日（金）（当日消印有効）

### (2) 申請方法

#### ① 郵送による申請（戸建所有住宅・集合所有住宅）

申請に必要な書類を佐賀県中小企業団体中央会ホームページよりダウンロードし、必要事項を記載の上、下記の提出先に郵送してください。

提出先

〒840-0826

佐賀県佐賀市白山二丁目 1 番 12 号 佐賀商工ビル 6 階

佐賀県中小企業団体中央会 宅配ボックス担当

○中央会HP [https://www.aile.or.jp/\\_2790.html](https://www.aile.or.jp/_2790.html)



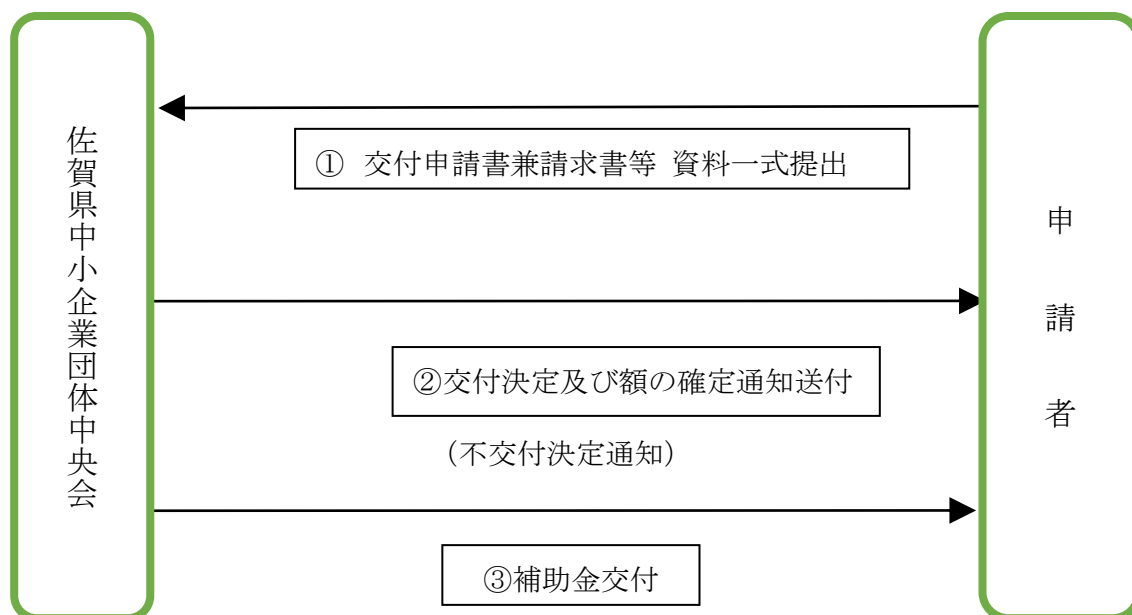
#### ② 電子申請（戸建所有住宅の場合のみ）

右記の 2 次元バーコードを読み取り申請してください。

<https://logoform.jp/f/TMEy9>



### (3) 申請スキーム



### (4) 申請後の流れ

申請書の提出後は中央会において審査を行い、申請内容が交付要件を満たした場合は交付決定を通知します。また通知後、ご指定の口座へ補助金を振り込みます。

## 6 補助申請者の義務

補助申請者は、補助事業に係る支出を明らかにした証拠書類を整備し、令和14年3月31日まで保管しなければなりません。

※申請者が法令や要綱に違反した場合には、補助金交付決定の取消や補助金の返還命令等を行うことがあります。

## 7 問い合わせ先

### ●佐賀県中小企業団体中央会宅配ボックス担当

電 話：0952-23-4598

F A X：0952-29-6580

又は

### ●佐賀県産業労働部産業政策課経営担当

電 話：0952-25-7585

F A X：0952-25-7270

○佐賀県HP <https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003107699/index.html>



佐賀県宅配ボックス補助金提出書類チェックリスト

	提出書類	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
①	交付申請書兼請求書【様式第1号】	<input type="checkbox"/>
②	誓約書【様式第1号の2】	<input type="checkbox"/>
③	補助対象経費を支出したことが分かる領収書等の写し	<input type="checkbox"/>
④	盗難防止策、セキュリティ機能を有しており、3辺の合計が60cm以上の宅配物を保管できることを確認できる書類（商品ページの写し、商品カタログの写し等）	<input type="checkbox"/>
⑤	設置後の宅配ボックス本体と、本体をワイヤー等で固定している状態がわかる写真	<input type="checkbox"/>
⑥	管理組合の総会の議事録等管理組合の現在の代表者が選任されたことを証する書類の写し（申請者が管理組合の場合に限る。）	<input type="checkbox"/>
⑦	管理組合の総会又は理事会で宅配ボックス設置の決議がされたことを示す書類の写し（申請者が管理組合の場合に限る。）	<input type="checkbox"/>
⑧	県内市町からの補助金の申請書又は補助金交付決定通知の写し（申請者が県内市町から補助を受けている場合に限る。）	<input type="checkbox"/>
⑨	振込先口座の通帳等の写し（銀行名、支店名、口座番号、口座名義（フリガナ）全てが分かるページ）	<input type="checkbox"/>
⑩	郵送先は下記のとおりとなっていますか。 〒840-0826 佐賀県佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル6階 佐賀県中小企業団体中央会 宅配ボックス担当	<input type="checkbox"/>